KOKUHO KAGOSHIMA

国保かごしま

鹿児島県国保連合会

2016
No.593
3

旧鹿児島紡績所技師館（異人館）

旧集成館（反射炉跡）

旧集成館機械工場（現・尚古集成館）

【特　集】

平成28年第1回鹿児島県国民健康保険団体連合会通常総会

制度改革に迅速かつ的確に対応し保険者支援に積極的に取り組む

平成28年第1回鹿児島県国民健康保険団体連合会通常総会

制度改革に迅速かつ的確に対応し保険者支援に積極的に取り組む

本会の本田修一理事長

県保健福祉部の下村一彦次長

特集
special feature

本会の菊迫博信事務局長

本会の濱修一常務理事

鹿児島市のマリンパレスかごしまで2月25日、平成28年第1回通常総会が開かれ、会員総数45人中、委任状を含む29人が出席した。平成27年度の予算補正や規約の一部改正、平成28年度の事業計画及び歳入歳出予算について審議され、16の報告事項と22の議決事項全てが原案どおり可決・承認された。

保険者の共同体としての役割を担う

開会にあたり、本会の本田修一理事長（志布志市長）があいさつに立ち、「持続可能な制度を構築して、将来にわたり国民皆保険を堅持するために、昨年5月に医療制度改革関連法が成立し、国保の財政上の構造問題を解決し、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担うことになった。また、国において1月に平成30年度からの新国保制度の納付金・標準保険料率の算定や都道府県国保運営方針策定のガイドライン案について、国保基盤強化協議会の議論を踏まえ都道府県に示された。本県の動きとしては、平成30年度から始まる新たな国保制度の実施に向け移行準備が円滑に進むよう、県保健福祉部保健医療福祉課国保指導室に『鹿児島県国保新制度移行準備連絡会議』が、昨年10月に設置され、県・市町村・国保連合会の三者において移行準備等の協議が行われている。この様に、国保制度創設以来の大きな制度改革において、本会の適切な対応が求められていることから、制度改革に迅速かつ的確に対応すると共に保険者支援に積極的に取り

16の報告事項と22の議決事項全てが原案どおり可決・承認された通常総会

組み保険者の共同体として役割を担ってまいりたい。また、保険者並びに関係機関との連携を密にしながら円滑な運営に向けてさらに取り組みを進めてまいりたい」と述べた。

新制度に円滑に移行できるよう情報収集に努める

続いて来賓として鹿児島県保健福祉部の下村一彦次長が「国民健康保険については、昨年5月に医療保険制度改革関連法が成立し、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担うこととなった。新たな財政運営の仕組みや県が定めることとなる国保運営方針については、国と地方との協議を踏まえ、先般、国からガイドライン案が示されたところであり、今後、さらに制度や運用の詳細が具体化されていくものと考えている。県としては、今後とも、国の動向を注視しながら情報収集に努めるとともに、昨年10月に設置した国保新制度移行準備連絡会議や分野ごとに具体的な検討を行う3つの検討部会などを通じて、各保険者、国保連合会の皆様と緊密に連携を図りながら、新制度に円滑に移行できるよう取り組んでまいりたい。また、各保険者の皆様には、これまで特定健診・特定保健指導等の保健事業の充実や後発医薬品の利用促進などのさまざまな医療費適正化対策のほか、保険料の収納対策などに努めていただいているが、国保制度の健全かつ安定的な運営の確保を図るため、引き続き積極的に取り組んでいただきたい」と述べた。

保険者の負託に的確に応える

議事に入る前に事務局より、本会における一般会計積立資産の一部返還と高額医療費共同事業に係る剰余金の還元について説明した後、本田理事長を議長に選出し、議事録署名者に錦江町の楠元忠洋町長と南大隅町の森田俊彦町長を指名し、議事に入った。

報告第1号から第16号、議案第1号から第11号を説明し、原案どおり可決・承認された。

引き続き、本会葛迫博信事務局長が議案第12号の平成28年度事業計画（案）について説明し、「本会は、保険者により設立された団体であり、その共同事務を行うという役割と責任を認識し制度改革に迅速かつ的確に対応し、保険者のために何をなすべきかを常に意識しつつ、国民皆保険制度の砦である国民健康保険制度・後期高齢者医療制度、介護保険制度を支えるために、これまで培った業務実績とノウハウを十分に機能させた保険者支援に積極的に取り組むことによりその責務を果たし保険者の共同体として信頼される国保連合会として役割を担っていく」と述べた。そして保険者の負託に応えるため、審査事務の質の向上を図り、審査支払機関として更なる充実と介護保険事業の円滑な推進及び、保健事業の推進に努め、医療費の適正化等、保険者支援に取り組むために、7つの方針に沿って事業を実施していくと続けた（6ページ参照）。

続いて、議案第13号から第22号までが審議され、いずれも原案どおり可決・承認された。

閉会にあたり、本会の湊修一常務理事が「本日提案をした議案等について、全て可決・承認いただいた。今回決定をした平成28年度の事業計画に基づき、適切かつ効率的な事務事業に努め、役職員一体となってこの事業を的確に取り組んでまいりたい」と述べた。

事務局の説明に対し、熱心に耳を傾ける出席者

平成28年第1回鹿児島県国民健康保険団体連合会通常総会

公告

平成28年２月25日の通常総会において、平成28年度一般会計並びに各会計の予算が承認されたので公告する。

平成28年２月25日

鹿児島県国民健康保険団体連合会　理事長　本田　修一

《平成28年度各会計別予算状況》

● 一般会計

（単位：千円）

歳入			歳出		
款別	本年度	前年度	款別	本年度	前年度
1 負担金	79,952	82,005	1 会議費	995	868
2 国庫支出金	6,072	7,093	2 総務費	130,960	154,814
3 国保中央会支出金	1	1	3 事業費	149,389	53,552
4 財産収入	345	1	4 借入金償還金	1	1
5 繰入金	191,307	306,587	5 積立金	7,776	15,778
6 繰越金	52,000	25,000	6 繰出金	44,010	216,586
7 諸収入	17,359	31,913	7 諸支出金	7,160	6,983
8 借入金	1	1	8 予備費	6,746	4,019
歳入合計	347,037	452,601	歳出合計	347,037	452,601

● 診療報酬審査支払特別会計　業務勘定

款別	本年度	前年度	款別	本年度	前年度
1 手数料	690,571	684,049	1 総務費	886,668	492,586
2 国庫支出金	16,350	7,023	2 審査委員会費	44,788	44,786
3 国保中央会支出金	1	1	3 レセプト電算処理システム特別分担金	75,602	248,610
4 助成事業受入金	191,034	172,464	4 助成事業支出金	191,034	172,464
5 財産収入	99	0	5 積立金	116,578	134,467
6 繰入金	460,425	290,375	6 特別審査負担金	2,934	2,546
7 繰越金	1	1	7 借入金償還金	1	1
8 諸収入	6,225	11,074	8 諸支出金	35,800	54,400
9 借入金	1	1	9 予備費	11,302	15,128
歳入合計	1,364,707	1,164,988	歳出合計	1,364,707	1,164,988

● 診療報酬審査支払特別会計　国民健康保険診療報酬支払勘定

款別	本年度	前年度	款別	本年度	前年度
1 国民健康保険診療報酬受入金	153,646,578	157,485,825	1 国民健康保険診療報酬支出金	155,170,501	157,485,825
2 借入金	700,000	700,000	2 市町村貸付金	700,000	700,000
3 市町村償還金	700,468	700,185	3 借入金償還金	700,468	700,185
4 繰越金	25,031	68,952	4 繰出金	1	1
5 諸収入	2	2	5 予備費	25,033	68,953
6 国庫支出金	1,523,924	0			
歳入合計	156,596,003	158,954,964	歳出合計	156,596,003	158,954,964

● 診療報酬審査支払特別会計　公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

款別	本年度	前年度	款別	本年度	前年度
1 公費負担医療受入金	3,879,488	4,308,768	1 公費負担医療支出金	3,879,488	4,308,768
2 繰越金	16,886	23,374	2 予備費	16,888	23,376
3 諸収入	2	2			
歳入合計	3,896,376	4,332,144	歳出合計	3,896,376	4,332,144

● 診療報酬審査支払特別会計　出産育児一時金等に関する支払勘定

款別	本年度	前年度	款別	本年度	前年度
1 出産育児一時金等受入金	4,075,002	3,835,952	1 出産育児一時金等支出金	4,075,002	3,835,952
2 借入金	1	1	2 市町村貸付金	1	1
3 市町村償還金	2	2	3 借入金償還金	2	2
4 繰越金	1	1	4 予備費	3	3
5 諸収入	2	2			
歳入合計	4,075,008	3,835,958	歳出合計	4,075,008	3,835,958

● 後期高齢者医療事業関係業務特別会計　業務勘定

（単位：千円）

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
1 手数料	635,186	615,309	1 総務費	601,753	441,911
2 国庫支出金	4,500	5,435	2 審査委員会費	64,494	62,970
3 県支出金	1	1	3 特別審査負担金	1,890	1,786
4 財産収入	22	0	4 積立金	63,771	74,248
5 繰入金	57,565	44,931	5 繰出金	21,000	33,000
6 諸収入	9	2	6 負担金	53,730	25,329
7 繰越金	1	1	7 借入金償還金	1	1
8 借入金	1	1	8 諸支出金	1	1
9 分担金	140,047	0	9 予備費	30,692	26,434
歳　入　合　計	837,332	665,680	歳　出　合　計	837,332	665,680

● 後期高齢者医療事業関係業務特別会計　後期高齢者医療診療報酬支払勘定

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
1 後期高齢者医療診療報酬受入金	256,628,827	254,387,857	1 後期高齢者医療診療報酬支出金	256,628,827	254,387,857
2 県支出金	1	1	2 予備費	4	4
3 繰越金	1	1			
4 諸収入	2	2			
歳　入　合　計	256,628,831	254,387,861	歳　出　合　計	256,628,831	254,387,861

● 後期高齢者医療事業関係業務特別会計　公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
1 公費負担医療受入金	1,258,034	1,439,505	1 公費負担医療支出金	1,258,034	1,439,505
2 県支出金	1	1	2 予備費	4	4
3 繰越金	1	1			
4 諸収入	2	2			
歳　入　合　計	1,258,038	1,439,509	歳　出　合　計	1,258,038	1,439,509

● 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
1 共同事業拠出金	66,875,963	60,153,174	1 総務費	12,360	11,966
2 国庫支出金	27,702	25,842	2 交付金支出金	66,875,963	60,153,174
3 超高額医療費共同事業交付金	171,388	153,874	3 超高額医療費共同事業医療費拠出金	150,309	102,573
4 繰入金	2	2	4 基金積立金	2	2
5 繰越金	2	1,000	5 予備費	36,426	66,180
6 諸収入	2	2			
7 財産収入	1	1			
歳　入　合　計	67,075,060	60,333,895	歳　出　合　計	67,075,060	60,333,895

● 第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
1 損害賠償受入金	575,694	651,255	1 総務費	0	24,349
2 国庫支出金	0	10	2 損害賠償支出金	575,694	620,243
3 繰越金	1	1	3 予備費	2	6,676
4 諸収入	1	2			
歳　入　合　計	575,696	651,268	歳　出　合　計	575,696	651,268

● 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計　業務勘定

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
1 手数料	54,096	55,153	1 総務費	48,793	47,332
2 国庫支出金	4,778	2,560	2 負担金	8,086	8,160
3 積立金運用収入	1	0	3 積立金	5,088	6,962
4 積立金繰入金	5,439	6,419	4 予備費	2,432	1,681
5 繰越金	1	1			
6 諸収入	84	2			
歳　入　合　計	64,399	64,135	歳　出　合　計	64,399	64,135

● 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計　特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
1 特定健診・特定保健指導等費用受入金	1,111,784	1,152,775	1 特定健診・特定保健指導等費用支出金	1,111,784	1,152,775
2 繰越金	1	1	2 予備費	3	3
3 諸収入	2	2			
歳　入　合　計	1,111,787	1,152,778	歳　出　合　計	1,111,787	1,152,778

● 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計　後期高齢者健診等費用支払勘定

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
1 後期高齢者健診等費用受入金	319,618	253,945	1 後期高齢者健診等費用支出金	319,618	253,945
2 繰越金	1	1	2 予備費	3	3
3 諸収入	2	2			
歳　入　合　計	319,621	253,948	歳　出　合　計	319,621	253,948

特集

平成28年第1回鹿児島県国民健康保険団体連合会通常総会

● 介護保険事業関係業務特別会計　業務勘定

（単位：千円）

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
1 手数料	185,956	196,312	1 総務費	120,008	143,087
2 負担金	3,534	3,409	2 審査委員会費	2,238	2,342
3 国庫支出金	2,000	2,000	3 介護サービス苦情処理委員会費	1,043	928
4 県支出金	1	1	4 国保中央会負担金	38,935	39,542
5 国保中央会支出金	486	405	5 主治医意見書料等支出金	88,604	82,079
6 主治医意見書料受入金	88,604	82,079	6 介護予防ケアマネジメント負担金支出金	1	1
7 介護予防ケアマネジメント負担金受入金	1	1	7 積立金	27,768	24,579
8 財産収入	16	0	8 諸支出金	15,204	12,000
9 繰入金	23,262	39,190	9 予備費	10,283	19,088
10 繰越金	1	1			
11 諸収入	223	248			
歳　入　合　計	304,084	323,646	歳　出　合　計	304,084	323,646

● 介護保険事業関係業務特別会計　介護給付費等支払勘定

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
1 介護給付費受入金	152,648,629	152,801,131	1 介護給付費支出金	152,648,629	152,801,131
2 介護予防・日常生活支援総合事業費受入金	422,834	111,844	2 介護予防・日常生活支援総合事業費支出金	422,834	111,844
3 借入金	100,000	100,000	3 市町村貸付金	100,000	100,000
4 市町村償還金	100,067	100,073	4 借入金償還金	100,067	100,073
5 繰越金	1,225	1,225	5 予備費	1,227	1,227
6 諸収入	2	2			
歳　入　合　計	153,272,757	153,114,275	歳　出　合　計	153,272,757	153,114,275

● 介護保険事業関係業務特別会計　公費負担医療等に関する報酬等支払勘定

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
1 公費負担医療等受入金	1,400,912	1,426,540	1 公費負担医療等支出金	1,400,912	1,426,540
2 繰越金	9	9	2 予備費	11	11
3 諸収入	2	2			
歳　入　合　計	1,400,923	1,426,551	歳　出　合　計	1,400,923	1,426,551

● 障害者総合支援法関係業務等特別会計　業務勘定

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
1 手数料	59,896	50,643	1 総務費	30,272	25,481
2 国庫支出金	1	1	2 国保中央会負担金	22,355	18,975
3 県支出金	1	1	3 訪問調査委託料支出金	1	1
4 国保中央会支出金	187	448	4 積立金	6,705	5,276
5 訪問調査委託料受入金	1	1	5 予備費	5,970	6,116
6 財産収入	4	0			
7 繰入金	5,210	4,752			
8 繰越金	1	1			
9 諸収入	2	2			
歳　入　合　計	65,303	55,849	歳　出　合　計	65,303	55,849

● 障害者総合支援法関係業務等特別会計　障害介護給付費支払勘定

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
1 障害介護給付費受入金	39,078,187	35,174,929	1 障害介護給付費支出金	39,078,187	35,174,929
2 借入金	78,000	78,000	2 市町村貸付金	78,000	78,000
3 市町村償還金	78,053	78,057	3 借入金償還金	78,053	78,057
4 繰越金	1	1	4 予備費	3	3
5 諸収入	2	2			
歳　入　合　計	39,234,243	35,330,989	歳　出　合　計	39,234,243	35,330,989

● 障害者総合支援法関係業務等特別会計　障害児給付費支払勘定

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
1 障害児給付費受入金	7,943,946	5,580,036	1 障害児給付費支出金	7,943,946	5,580,036
2 繰越金	1	1	2 予備費	3	3
3 諸収入	2	2			
歳　入　合　計	7,943,949	5,580,039	歳　出　合　計	7,943,949	5,580,039

● 各会計合計

款　別	本年度	前年度	款　別	本年度	前年度
歳　入　合　計	696,371,154	685,593,853	歳　出　合　計	696,371,154	685,593,853

基本方針に基づき、重点事項を柱に事業を実施

〈基本方針〉

❶ 医療保険制度改革における国保基盤強化協議会の動向を注視しながら国保を取り巻く現状の変化を把握し、国保保険者の都道府県化に伴う県と市町村で役割分担される業務についても本会で受託できるような体制を構築し、保険者努力支援制度の評価指標に基づいた支援を重点的に実施する。
　国民健康保険制度・後期高齢者医療制度・介護保険制度を支えるために、これまで培った業務実績とノウハウを十分に機能させた保険者支援に積極的に取り組むことによりその責務を果たし、保険者の共同体として信頼される役割を担っていく。

❷ 増大する審査支払業務の件数や、審査の質の向上に努めながら、適正で公正な審査支払を行うため、審査支援システムを活用した効果的な審査に取り組むとともに、審査委員会との更なる連携強化を図り、査定率の向上に繋げる。
　また、診療報酬等審査・支払、診療報酬審査委員会の運営、柔道整復施術療養費の審査・支払、レセプト点検共同事業等に関する業務について取り組む。

❸ 情報セキュリティ対策については、個人情報の適正な取扱い及び情報セキュリティ研修により職員の情報漏洩等セキュリティ対策に対する認識を高め、情報漏洩をできる限り防ぐ対策を行う。

❹ 本会を取り巻く環境に適切に対応できるよう企画立案・業務改善・業務遂行能力等の向上を図るため職員研修を行い「人財」の育成及び職員の資質向上に努め組織の活性化を図る。

❺ 保険者の厳しい財政状況を踏まえ、医療費適正化に繋がる各種事業を効率・効果的に実施すると共に経費の削減を図り、健全な事業運営に努める。

❻ 保険者の医療費適正化に資するため、医療・健診等に関するデータの分析並びに提供、保健事業の進め方・保健指導の評価に関する研修の開催等、保険者のデータヘルスに関する取り組みの支援を行う。
　なお、生活習慣病予防支援事業を行なうため、全保険者へ職員を派遣し、保険者の職員と協働しながら、地域の実情に応じた保険者支援を行う。
　保険者の国民健康保険財政の健全な運営と発展に寄与するため、収納率向上アドバイザーを派遣し、保険者の収納率向上を支援する。
　広報事業においては、県内全域の被保険者に周知できるテレビ広報番組「国保でHOT情報」を活用し、特定健診受診促進、生活習慣病発症・重症化予防対策及び国保税収納率向上等の広報・啓発事業を引き続き展開し、機関誌については、必要に応じて誌面等を見直し保険者向けの機関誌として作成する。
　第三者行為求償事務については、求償額の拡充に努め、保険財政に寄与できるように努める。

❼ 医療・介護総合確保推進法における介護保険制度の予防給付の地域支援事業への移行における新たな総合事業の給付管理業務は、複雑かつ多様化することが予想されることから、市町村業務が円滑に行えるように十分な支援を行う。
　また、保険者が適正化支援事業を進めるため更なる支援を行う。
　なお、苦情処理業務においては、財源確保が厳しい状況であるため、コスト削減に努める。

〈重点事項〉

【審査支払関係】

❶ 審査支払機関としての公平・公正で適正な審査と正確な支払いに努め、保険者から更なる信頼を得る。

❷ 国保総合システム等のITの効果的な活用により事務の効率化を図り、審査の質の向上と、医療費適正化に繋げる。
　また、審査委員会における審査の充実強化のため、職員による審査事務共助のさらなる充実を図る。

❸ はり、きゅう、あん摩、マッサージの支給申請書の事務審査を新たに受託する。

❹ 審査課職員のスキルアップのための各種研修会を充実させ、さらなる事務共助の知識を習得する。
　また、審査関連業務の資格取得の推進により職員の資質向上を図り査定率向上に繋げる。

❺ 保険者におけるレセプト点検の効果を図るため、保険者を対象に研修会の実施及び、レセプト点検を充実し、医療費適正化に繋げるため、保険者へ再審査申出のあった疑義内容とその審査結果までの提供を行う。

❻ 平成29年度に移行する要支援者に対する予防給付（通所・訪問介護）の介護予防・日常生活支援総合事業を30保険者で実施予定がされているため、平成28年度中に事前準備を保険者へ周知しスムーズに移行できるよう保険者支援を行い、本事業の円滑な審査・支払が実施できるよう努める。

【保険者支援関係】

❶ レセプト点検事務担当者の確保が困難な保険者から委託を受け二次点検を行う。
　また、受託保険者の拡大を図るため、未委託保険者への受託促進を行う。

❷ 地域の保健活動に従事する在宅保健師等の組織の支援を行い健康まつり、ふれあいサロン等に職員を派遣する。
　また、手芸・体操・レクリエーションの研修会を開催し支援者や在宅保健師・看護師等のスキルアップを図るとともに、ふれあいサロンの増設、サロン支援者の増員、養成に努め、地域における保健活動の担い手となる健康づくり推進員を育成する。

❸ 国保税（料）の収納率を向上させるための国保税（料）収納率向上研修会を保険者の担当者を対象に開催する。
　また、保険税収納アドバイザー派遣事業においては、保険者を選定し継続して実施し、研修会で他保険者の参考になるよう事例発表を実施すると共に過去に実施した保険者へのフォローアップを行う。

❹ 生活習慣病対策支援事業を発展させ、データヘルス計画を未策定の保険者に保健師を派遣し、医療・健診データにより生活習慣病等の課題分析を行ない、予防対策を保険者と検討し、保健事業計画の策定や実施を支援し、医療費の適正化に繋げる。

❺ 保険者の国保担当者、保健師・管理栄養士が国保データベース（KDB）システムを活用して策定するデータヘルス計画をPDCAサイクルに沿って実施するためのデータ分析の方法及び分析結果から保健事業計画策定へ展開するスキル向上及び、重症化予防に向けた保健指導を実践する技術を習得できるよう研修を行う。
　また、保険者が行う保健事業の支援として「KDBシステム」「保健事業支援システム」で提供していないデータや帳票について、保険者の保健師等からの意見聞き取りを行い、システムを構築し、より効果的・効率的な保健事業が実施できるよう支援する。

❻ 重複・頻回受診対策として保険者の担当者、在宅保健師・看護師の研修会を開催し、在宅保健師を保険者に派遣し連合会で抽出しているリストを基に、重複・頻回受診者を訪問し、指導を行い医療費の適正化に繋げる。

❼ 特定健診保健指導等費用支払業務、特定健診未受診者情報提供費用支払業務の円滑な運用を行う。保健事業支援システムの健診データから保健指導の対象者名簿及び個人表を抽出し、市町村の保健指導に繋げる。さらに、生活習慣病の発症・重症化予防対策を支援する。

❽ 広報事業において、テレビ広報番組「国保でＨＯＴ情報」は、時節をとらえて広報を行うほか、保険者努力支援制度の評価指標に基づいた保険者の特定健診・特定保健指導、後発医薬品利用促進、国保税（料）の収納率向上、データヘルスの取り組み等を機関誌「国保かごしま」と連携して広報する。
　また、各保険者の保健事業の取組みを冊子にし配布する。

❾ 第三者行為求償事務については、保険者、後期高齢者広域連合の医療費適正化に資するため、交通事故、船舶事故、加害者への直接請求を実施する。
　また、求償事務システムの機能を活用し、保険者から委任のない案件について入院レセプトを対象に届出書類の作成を本会にて行い「交通事故証明書」を取得し、保険者の求償事務処理の軽減を図る。

❿ 平成30年度から国保の財政運営を都道府県に移行し、市町村との共同運営体制となることから保険税適正化マニュアルを活用し、市町村が適正な保険税の算定ができるよう支援する。

⓫ 本会で実施している介護給付費適正化支援事業について、点検項目等の拡充を行い適正化システムの運用改善に努め、更なる効率的・効果的な適正化支援を行う。

【その他事業】

❶ 保険者協議会の事務局として、各医療保険者間の連携・情報共有に努め、委員会等を開催する。県内の医療保険者の医療費・特定健診のデータを引き続き分析することにより、各市町村の地域的傾向を可視化し、県の地域医療計画の参考となるよう鹿児島県に意見を提出する。

❷ 市町村が実施する乳幼児等医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業について、自動償還方式等により審査集計事務を行い、市町村事務の軽減を図る。

❸ 介護サービス苦情処理業務については、苦情相談事例のホームページから閲覧しやすく活用できるようにし、介護サービスの質の向上のため適切な苦情・相談業務を行う。
　また、苦情処理の財源確保が困難なため、経費の削減に努める。

❹ 県・保険者間における業務・運用面の機能拡充にむけて、介護保険の県・保険者伝送をISDN回線から高速回線へ平成29年度に切り替えるため、回線の調査及び検討など準備に取り組み保険者への周知を行う。

〈実施事業〉

1 会務の運営
（1）本会の運営に関する事項
（2）個人情報の保護・情報セキュリティ対策の推進
（3）国保の都道府県単位化への対応

2 一般事業
（1）業務推進に関する事項
（2）育成指導に関する事項
（3）広報活動に関する事項
（4）調査研究に関する事項
（5）事業振興に関する事項

3 診療報酬審査支払事業
（1）審査の充実強化及び査定率の向上
（2）国保総合システム（審査支払系）の円滑な運用及びITの推進
（3）研修の充実
（4）保険者のレセプト点検支援
（5）保険者間調整の恒久化

4 介護保険事業
（1）介護給付費等の審査支払業務の推進
（2）介護サービス苦情処理業務の推進
（3）介護給付適正化支援事業
（4）介護保険業務に係る保険者等の支援
（5）介護・国保・後期高齢者医療の保険料等の特別徴収情報経由事業（年金からの特別徴収事務）の円滑な実施

5 障害者総合支援事業
（1）障害介護給付費の支払業務等の運用
（2）障害者総合支援に係る市町村等への支援

6 保険者事務共同事業による保険者支援
（1）保険者事務電算共同処理事業に関する事項
（2）保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業に関する事項
（3）第三者行為求償事務共同事業に関する事項
（4）広報共同事業に関する事項
（5）レセプト点検事務共同事業に関する事項

7 保健事業のための保険者支援
（1）医療費適正化に資するための支援
（2）保険者の特定健診・特定保健指導に関する支援
（3）特定健診・特定保健指導のデータ管理業務
（4）ねたきり防止支援事業「ふれあいサロン」の支援
（5）市町村保健事業への派遣
（6）保健事業推進のための職員・指導者研修等

8 その他事業
（1）国保診療施設への支援
（2）保険者協議会の運営

9 適正な予算編成及び執行
　予算編成にあたっては、過去の実績をもとに予算と決算との乖離や費用対効果等を意識した予算編成を行なうとともに、予算執行においては経費の削減に努める。
　さらに、公認会計士による監査や内部監査を実施するとともに、ITコンサルタントの助言を得てシステム構築・設計の検証を行うなど、適正な執行に努める。

保健師活動の原点（住民目線）を忘れずに励んでいきたい

与論町役場　町民福祉課　保健センター　保健師
佐藤　真奈美

「東洋の海に浮かぶ一個の真珠」与論島

鹿児島から南へ563㎞、鹿児島県の最南端に位置する与論島は、美しい自然にあふれ、島を包み込むような青い空と白い砂浜、そしてエメラルドグリーンの光り輝く海に浮かんだ美しい島です。珊瑚礁のリーフに囲まれた小さな島は、「東洋の海に浮かぶ一個の真珠」とも称され、熱帯の花々が咲き、サトウキビ畑ののどかな風景が広がっています。また、本土と沖縄県の影響を色濃く受けた島独特の文化や民族は、与論島の魅力の一つでもあります。

どぅくさどぅ宝（健康こそ宝）島の発展のために力を注ぐ島の皆さんの姿

私は、平成26年6月から保健師として与論町保健センターに勤めて、2年目になります。与論町には保健師が3名（保健センターに2名、包括支援センターに1名）います。私が勤めている保健センターには所長、保健師2名、管理栄養士1名、看護師2名、歯科衛生士2名、精神保健福祉士1名、事務1名、相談支援員1名、合計11名が勤務し、島民の皆様の健康を守る仕事をしています。現在は感染症予防、母子保健分野を主に担当していますが、年1回の特定健診や保健指導、健康教育の事業にも従事しています。

国は、社会保障の安定と健康寿命延伸のために、保険者による予防・健康管理（データヘルス）を推進しています。医療費適正化に向けた国の戦略及びデータを活用した保健事業計画（データヘルス計画）の目的を理解し、生活習慣病対策の保健事業に活かすことができることを目標にしています。国は、平成30年度から新たなインセンティブ制度を創設し、市町村に課せられた課題は平成30年4月から施行される保険者努力支援制度（保険者としての努力を行う自治体に対して支援金を交付する）というもの。医療費適正化に向けた取り組みとして、データヘルス計画の策定が義務づけられていますが、与論町も現在データヘルス計画策定に向け取り組んでいます。

今年度のデータヘルス計画において、既存の事業の見直しと、今後の事業計画を行っています。現在、与論町では、生活習慣病及び介護を要する状態になることの予防・健康の保持増進、日常生活での運動の習慣化を目的とした教室

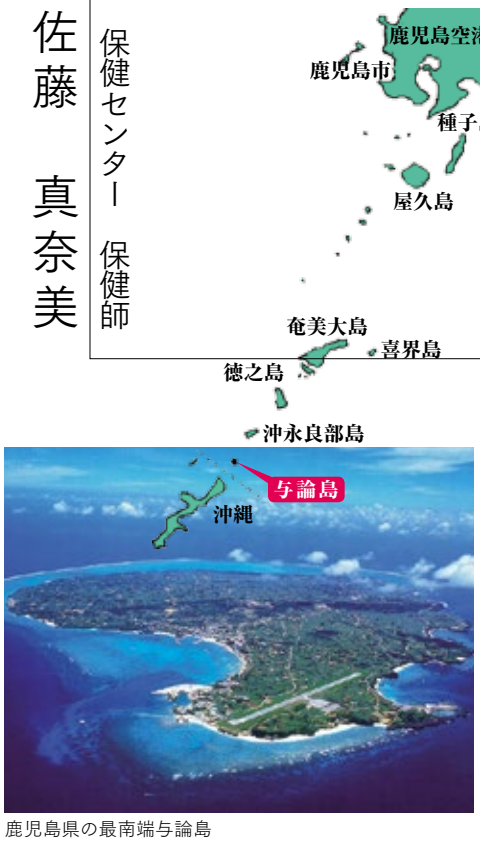

鹿児島県の最南端与論島

を実施しています。国保被保険者及び一般町民を対象に週3回、運動教室（水中運動・ストレッチ・エアロビクス）を実施しています。また、特定健診の結果から、継続的に健康教育を行うことにより生活習慣の改善を支援するへらすアップ教室も実施しています。

今後はデータヘルス計画に基づいた保健事業を保健師としてさらに求められることになります。健診データを見える化し、与論町の健康課題を明らかにするとともに、対象に合わせた保健指導が必要になってきます。住民が受けた健診データを見える化し、身体で起こっているメカニズムを住民自身がイメージできるように効果的な特定保健指導を実施していきたいと思います。住民自ら自分の身体と向き合い、行動変容し自己管理できるきっかけとなるような保健指導に努めるとともに、住民自身が自分の守るべき臓器を知り、健康管理することで、ＱＯＬの向上につながるための意味のある保健指導を実施していきたいと思います。ひとつひとつの健診や教室をとおして、できるだけ早く島民の皆様の名前と顔を覚え、島民の皆様の暮らしを支えられるように、健康管理のお手伝いをしていきたいと思います。

週3回の運動教室（水中運動）の様子

これからの与論を支えていく一人として

18歳で島立ちし、最新の医療や看護、地域医療を学びたいと思い、長崎県の大学へ進学し大学卒業後は鹿児島医療センターにおいて、看護師として勤めました。地域の循環器基幹施設として三次救急に対応しているという病院の方針に強く感銘を受け、循環器内科病棟で3年間、看護を学びました。その中で目にした光景は、若い人から高齢の方まで、病気と闘う人々の姿でした。看護師として3年間働き、感じたことは、病気で苦しむ人を少しでも減らしたいということです。病気にならない心と身体づくりをすること、そして健康寿命をより伸ばすために保健師としてできることを考え行動していきたいと思います。看護師として働いた後、看護師の経験を活かして今後は保健師として島民の皆様の健康を守る仕事をしていきたいと思います。島民の皆様の誠の心、農業・漁業・観光業など与論島の発展のために力を注ぐ島の皆さんの姿は、これから生まれ育った与論で働くという私の決意をより一層強くしています。島を出たあの当時思い描いた夢「看護師や保健師の資格・免許を取得し、いつか島の人たちのために働き、育ててくれた与論に恩返しをすること」は今も変わりません。こうしてふるさと与論の地で働かせて頂いていることに大変感謝しています。

私がしている保健師活動とは、マニュアルやガイドラインにない役割を期待されることが多いです。現場では、いつ未知の課題や社会の脅威に立ち向かうことになるかわかりません。どんな環境や時代がきても保健師活動の原点（住民目線）を忘れず励んでいきたいと思います。

これから保健師として、未熟ながら精一杯、島のために、島民の皆様のために努めていきたいと思います。「これからの与論を支えていく一人」として、自分たちの力で島を守り、そしてすてきな与論をつくりあげていきたいと思います。いつまでも若々しく、健康に暮らせるように、元気に暮らすことができる島、安心して暮らせる島をめざし、活力あるユンヌを島民の皆様と一緒につくりあげていきたいです。

島民の皆様の健康を支える保健センターの職員（筆者前列右から2番目）

市町村の取り組み 1

血圧教室 霧島市
家庭血圧を測定し生活習慣の改善を

高血圧は日本人に最も多い病気で、国が行った健康調査によると、約4300万人の患者がいると推測され、そのままにしておくと脳卒中や心臓病、腎臓病など重大な病気になることがある。家庭で血圧を測り、生活習慣の改善で血圧を下げることを目的に取り組んでいる霧島市の「血圧教室」を紹介する。

家庭血圧を習慣にすることが自分の健康管理につながることを個別に話す保健師

「減塩は無理なく楽にできる方法で」と話す管理栄養士

「運動で改善が期待される高血圧のタイプがある」と話す健康運動指導士

体重と塩分の減量に取り組む

霧島市では、国保のデータヘルス計画において、「医療費が高額で死亡率が高く、要介護の原因疾患となっている、脳血管疾患の重症化の予防が課題」であり、また、鹿児島県の医療費適正化計画の研修会等で心臓病や脳卒中対策の必要性を感じていた。平成26年度に特定健診を受診された方の16・3%の方が、血圧が高く指導が必要であった。そこで、特定健診の血圧の数値が、基準値より高かった方を対象に、家庭血圧を測れるようになってもらうこと、生活習慣の改善で、血圧を下げることにチャレンジしてもらうことを目的に、市内の7カ所で「血圧教室」を実施することになった。

霧島市在住の特定健診を受診された方で、血圧の数値が下の血圧の値が85、上の血圧の値が130の基準値よりも高かった方々に、重点的に参加を呼び掛けている。

「血圧教室」では、初回に保健師から高血圧と疾病の関連や家庭血圧の測り方、血圧を下げる生活習慣の話があり、管理栄養士からは、血圧を適正に保つためには、減塩が大切であり、普段の食生活の中でどれくらいの塩分量が適量なのか、また、バランスのとれた食事についても説明があり、各自が家庭で血圧を下げることにチャレンジしている。

「血圧教室」の参加者は、初回に血圧・体重記録表を渡される。これに家庭で測った血圧を書き込んで、1カ月おきに測定数値の報告にくる。そして、数値の変化に対しての個別指導も行われる。

「体重と塩分の減量に取り組んで、血圧の下がった方がいる。また、家庭血圧を測って、基準値を上回っていることを確認され、医師に相談された方や、家庭血圧を継続して測ることが出来た方もいる」と話すのは、同市すこやか保健センター主査の大田秋美保健師。血圧教室の成果は上がりつつある。

家庭では毎日朝晩の血圧を測ることが大切ですよ

大田秋美保健師

市町村の取り組み2

笑顔ころがる ころばん体操　いちき串木野市

高齢者が地域で元気に暮らすために毎週1回公民館に集う

高齢者が自分らしく地域で暮らし続けるためには、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活できることが大切である。それぞれの地域の中で果たせる役割を最大限に高めることを支援し、介護予防の推進に取り組んでいるいちき串木野市の「ころばん体操」を紹介する。

地域住民主体の介護予防活動

いちき串木野市では、平成26年度から地域づくりによる介護予防推進支援事業の国のモデル事業として、「ころばん体操」に取り組んでいる。ころばんとは、鹿児島弁で転ばないということで、介護予防として、たくさんの高齢者の方々が自立的生活を送れるよう、筋力をつける運動として「ころばん体操」を自主的に公民館単位で、毎週1回取り組んでいる。

「今日は私たちが当番よー」と、前に出る先生役も住民さんです

ころばん体操は全部で6種類、それぞれに違う曲を流して、歌いながら体操を行う。体操の前後に準備運動と整理運動も行い体をよくほぐし、全部で約1時間。ころばん体操は高齢者に優しい体操で、椅子に座ったり、背もたれにつかまって「ゆっくり」と手や足を上げ下げする。そして、動かす手足には、重りをつけ、重さは参加者の体力に合わせて無理なく200g単位で調節ができるようになっている。

同市では、住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進しており、現在49カ所（55公民館）が週1回活動している。市が提供するのは、CD、歌詞カード、おもり、個人用パンフレットなどで、血圧計、いすなどは各公民館が準備をする。発足後、5回は市が運動指導士と一緒に体操の指導をするが、その後は住民主体の運営となる。

同市地域包括支援センターの中袴田洋絵保健師は「ころばん体操が地域ごとに、生きがい、役割を持って生活できるような高齢者の居場所と出番づくり、そしてふれあいの場になることを期待している。そのためにも住民の方々が生き生きと主体性を持って活動していくことが大切で、これから活動回数を重ねるうちに、住民同士の交流が生まれ、支え合いの仕組みができるなど、相互支援の活動に発展していけたら。」と話す。

中袴田洋絵保健師

「ころばん体操はよかよー」という住民の皆さんの口コミで広まっています